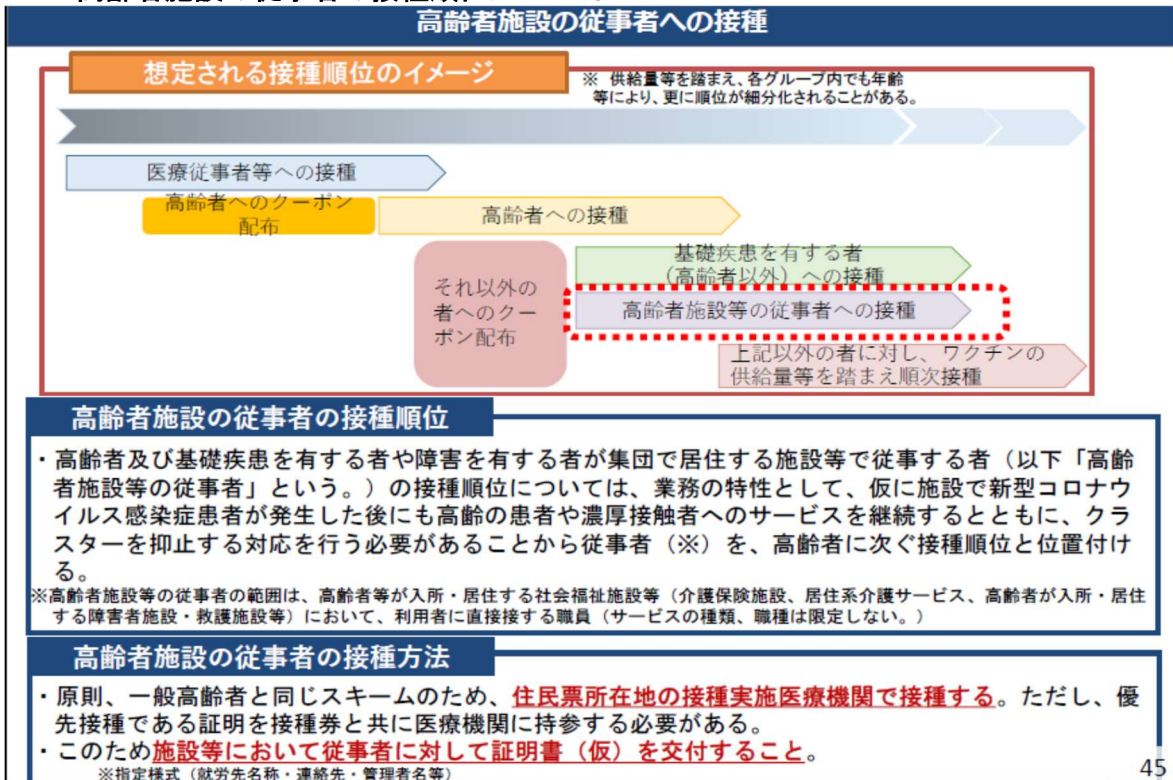


# 高齢者施設従事者の新型コロナワクチン接種について

## 1. 高齢者施設の従事者の接種順位について



45

図) 厚生労働省 資料より

## 2. 高齢者施設の従事者の範囲

以下、国から示された範囲を参考に接種希望者を把握する。

（注）今後、国の方針によって変更される可能性がある。

高齢者施設の従事者には、高齢者等が入所・居住する社会福祉施設等（介護保険施設、居住系介護サービス等）において、利用者に直接接する職員が、含まれる見込みである。なお、職種は限定しない。（今後の新型コロナウイルス感染症対策分科会で決定される予定）

（対象の高齢者施設の例）

対象の高齢者施設には、例えば、以下の施設であって、高齢者等が入所・居住する者が含まれる。なお、介護医療院、介護老人保健施設の従事者については、医療機関と同一敷地内にある場合には、施設（または医療機関）の判断により医療従事者等の範囲の対象とできる。また、介護療養型医療施設は、病院・診療所と同様に医療従事者等の範囲に含まれる。

- ・ 介護老人福祉施設
- ・ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ・ 介護老人保健施設
- ・ 介護医療院
- ・ 特定施設入居者生活介護
- ・ 地域密着型特定施設入居者生活介護
- ・ 認知症対応型共同生活介護
- ・ 養護老人ホーム
- ・ 軽費老人ホーム
- ・ 有料老人ホーム
- ・ サービス付き高齢者向け住宅
- ・ 生活支援ハウス

### 3. 従事者の接種体制

高齢者施設の従事者は、原則、住民票所在地の市町村の接種体制に応じ、接種実施医療機関で接種を受ける。

その際、優先接種の対象である高齢者施設に従事していることの「証明書」を送付された接種券とともに持参する。

※証明書（様式あり）は従事する施設において発行する。

※予約等の際に、高齢者施設に従事している

「証明書」があることを伝え、提示する。

※証明書は接種実施医療機関で回収されない。

2回目の接種時にも同じ証明書を使用する。

<p>証明書</p> <p>（ 氏 名 ）について、 （ 施 設 種 別 ）に従事する者であり、 新型コロナウイルスワクチンの優先接種の対象 （高齢者施設等従事者）であることを証します。</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p>（法人名） （施設名） （所在地） （施設連絡先） （管理者氏名）</p>
---

#### 「高齢者施設の入所者と従事者の同時期接種」を行う場合 接種順位の特例

(注) ワクチンの流通状況等によっては同時期の接種が必ずしも可能とならない場合もある。

接種体制が整えば、施設の高齢者と同時期に従事者の接種を行うことは差し支えない。ただし、以下の点に留意する。

- ・ ワクチン流通量の単位から施設入所者と一緒に接種を受けることが効率的であること。
- ・ 施設全体の入所者のケア等日常的な業務に差し支えないような体制を組むこと。
- ・ 接種後の健康観察や健康管理のための医師等の確保に配慮すること。
- ・ 接種を受けるかどうかは、従事者一人ひとりが自由に決定するという考え方に基づくものとする。
- ・ 従事者が接種場所等の選択をする際に、薬剤情報や市が行う接種会場の情報提供等を希望された場合は、内容に応じて各相談機関を紹介する。

健健発 0303 第1号  
老高発 0303 第1号  
老認発 0303 第2号  
老老発 0303 第1号  
令和3年3月3日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿  
各都道府県介護保険担当主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局健康課長  
厚生労働省老健局高齢者支援課長  
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長  
厚生労働省老健局老人保健課長  
（公印省略）

高齢者施設への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を行う体制の構築について  
（改正）

高齢者施設の従事者への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を行う体制の構築につきましては、「高齢者施設への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を行う体制の構築について」（令和3年1月28日付け健健発0128第1号他厚生労働省健康局健康課長他連名通知）において、御協力をお願いしたところです。

今般、同通知別添1から別添3までを別添のとおり改正することとしました。改正の趣旨は下記のとおりですので、管内の市区町村及び関係団体にご連絡いただくようお願いします。

なお、医療・介護関係団体等に対しましても、この取扱いにつき、周知しておりますことを申し添えます。引き続き、高齢者施設の従事者への接種体制の構築につき、格段の御協力をお願いいたします。

記

ワクチンの接種順位については、重症化リスクの大きさ、医療提供体制の確保等を踏まえ、まずは①医療従事者等への接種、次に②高齢者、その次に③高齢者以外で基礎疾患を有する者及び高齢者施設等の従事者への接種をできるようにされているところ。

高齢者が集団で居住する施設等で従事する者（以下「高齢者施設の従事者」という。）の接種順位については、業務の特性として、仮に施設で新型コロナウイルス感染症患者が発生した後にも高齢の患者や濃厚接触者へのサービスを継続するとともに、クラスターを抑止す

る対応を行う必要があることから、高齢者に次ぐ接種順位と位置付けている。

この高齢者施設の従事者の範囲の考え方に変更はないが、新型コロナウイルス感染症が拡大し、地域において病床がひっ迫する場合には、在宅の要介護高齢者や要支援者が新型コロナウイルス感染症に感染し、やむを得ず自宅療養を行う場合があり、居宅サービス事業所等の従事者もこうした自宅療養を余儀なくされる高齢の患者等に直接接することが考えられることを踏まえ、

- ・市町村の判断によって、
- ・自宅療養を余儀なくされる高齢の患者や濃厚接触者に直接接し、介護サービスの提供等を行う意向のある居宅サービス事業所等について、
- ・当該事業所等に従事する者で、そうした介護サービスの提供等を行う意思を有する職員を対象に含むことができることとするため、「高齢者施設への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を行う体制の構築について」（令和3年1月28日付け健健発0128第1号他厚生労働省健康局健康課長他連名通知）別添1から別添3までを別添のとおり改正する。

（添付資料について）

別添 「高齢者施設への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を行う体制の構築について」（令和3年1月28日付け健健発0128第1号他厚生労働省健康局健康課長他連名通知）別添【改正後全文（改正箇所を朱字で明記）】

※ なお、改正後の「高齢者施設への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を行う体制の構築について」の別添資料の構成は以下のとおり。

別添1 高齢者施設における新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の基本的な考え方

別紙 高齢者施設の従事者への接種について

別紙の補足資料 居宅サービス事業所等の従事者への接種について

別添2 市町村における高齢者施設の入所者等への接種体制の構築

別添3 高齢者施設による入所者等への接種体制の構築